

1,055億円でスタート!

【平成25年度第1回定例会】

3月定例会は3月4日から3月26日までの23日間行われ、議案63件（条例関係23件、予算関係30件、その他10件）、報告1件が審議されました。

一般会計予算中、1件が修正されて可決、他は原案通り可決されました。

〔4月より再開の小高区庁舎〕

3月議会

【議員報酬の減額内容】

減額期間：平成25年4月1日から平成26年11月30日まで

区分	減額前の月額報酬	減額後の月額報酬
議長	46万3,000円	41万6,700円
副議長	40万6,000円	36万5,400円
議員	38万5,000円	34万6,500円

議員報酬10%減額を

任期中継続

3月定例会議会においては、復旧・復興対策及び原子力災害への対応に必要な財源確保に向けて、議員提案の条例改正により、これまで10パーセント減額した議員報酬を平成26年11月30日まで継続することとしました。

これにより、議員報酬、期末手当など合わせて年間約2千万円の経費削減が見込まれます。

条例など

○南相馬市職員定数条例の一部を改正する条例制定について
増大する復旧・復興業務に従事する職員数を確保するため、職員定数の変更について、必要な改正を行うもの。

改正理由

平成25年4月1日付けの市長補助機関の職員配置予定数が現行条例で規定する職員定数を上回るため。

職員定数の変更

市長の補助機関である一般（市立病院を除く）の職員の定数を、当分の間、下表の通りとする。

施行日

公布の日
○南相馬市東日本大震災等による被災者に対する国民健康

【南相馬市職員定数の変更】

（単位：人）

職員の定数	改正前	増減	改正後
全体定数	957	50	1,007
一般の職員	450	50	500

保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例制定について

原子力災害による平成25年度の国民健康保険税及び介護保険料の負担軽減を図るため、必要な改正を行うもの。

改正理由

原子力災害による被災者に対する国の財政支援が1年間延長することが示されたことから、国保税及び介護保険料の減免を継続するものである。

施行日

平成25年4月1日
○南相馬市新型インフルエンザ等対策本部条例制定について

新型インフルエンザ等対策特別措置法第37条において準用する同法第26条の規程に基づき、南相馬市新型インフルエンザ等対策本部に關し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するもの。

過去最大の一般会計当初予算

新型インフルエンザ等が発生

政府対策本部・都道府県対策本部の設置

全国のかつ急速なまん延により、国民生活に甚大な影響を及ぼすおそれがある場合

緊急事態宣言

市町村対策本部の設置

法第37条により条例で設置

※新型インフルエンザ等：新型インフルエンザ及び全国のかつ急速なまん延のおそれのある新感染症

施行日 法の施行の日

○南相馬市看護師等修学資金貸与条例の制定について

市内医療機関の看護師等の数が減少していることから、将来本市の医療機関に勤務する看護師等の確保及び定着を図るため、新たに条例を制定するもの。

修学資金の種類・額・貸与期間

養成施設	修学資金の種類	授業料相当の資金(月額)	生活費相当の資金(月額)	入学資金
①学校、大学、保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所		45,000円以内	55,000円以内	入学金と納める額
		34,000円以内		
②准看護師養成所		34,000円以内		

貸与期間

契約に定めた月から修学期間が終了する月まで。

施行日 平成25年4月1日

失効日 平成33年3月31日

○南相馬市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

介護保険法第129条の規定に基づき、平成25年度及び平成26年度における新たな保険料率を定めるため、必要な改正を行うもの。

改正理由

原則計画期間を3ヶ年としている介護保険事業計画は、見直し年度にあたる平成23年度は震災等により見直しができなかつたことから、平成24年度第5期介護保険事業計画を策定し、保険料率の改正を行うもの。

段階	対象者	基準額に対する割合(基準額×割合)	月額(単位:円)	
			第5期保険料(改正後)	第4期保険料(改正前)
第4段階(基準)	本人が市民税非課税の人(世帯内に市民税課税者がいる場合)			
	本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	0.83	3,919	2,573
	上記以外の人	1.00	4,722	3,100

施行日 平成25年4月1日

○南相馬市災害時における相互支援に関する条例制定について

大規模な災害が発生した場合における市区町村間の相互の支援に関する基本的事項を定めるため、新たに条例を制定するもの。

条例制定の背景

平成23年3月11日の震災以降、本市を支援する枠組み(杉並区を中心とする自治体スクラム支援会議)の強化を図るため。

【自治体スクラム支援会議の支援】

杉並区は、同区が災害時相互援助協定を締結した「名寄市」「東吾妻町」「小千谷市」と連携し、本市に対し各種支援機能

国や都道府県を通じた自治体間の支援のみならず、横の繋がりによる支援の仕組みが有効に機能

施行日 公布の日

○南相馬市スポーツ施設条例の一部を改正する条例制定について

地方自治法第244条第1項の規定に基づき公の施設として新たに屋内プールを設置するとともに、東日本大震災で被災した南海老グラウンドを廃止するため、必要な改正を行うもの。

屋内プールの設置

【施設概要】

名称 南相馬屋内市民プール
住所 原町区小川町55番地の1
開館時間 午前9時から午後8時まで

【利用料金】

個人利用(1回券)
大人 500円
高校生 200円
小中学生 100円
※回数券と年間利用券があります。

施行日 平成25年4月1日

人事

○副市長の選任につき同意を求めらるることについて

村田副市長が平成25年3月31日をもって退職するため、後任の副市長を選任するため。



江口 哲郎氏

住所 東京都
任期 4年(新任)

○教育委員会の委員の任命につき同意を求めらるることについて

大石 力彌氏
住所 原町区
任期 4年(再任)